

## 介護保険利用者についての医師からケアマネジャーへの情報提供について

在宅療養高齢者等が介護保険サービス利用時に、ケアマネジャーが居宅（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）を作成します。その際、利用者と関係者による「サービス担当者会議」の開催が必要で、主治医は「サービス担当者会議」に出席するか文書などにより、治療状況や介護保険サービスを利用する上での留意点、介護方法などについて指導・助言することになります。

藤岡多野サービス照会票は、在宅療養高齢者等の支援に必要な情報のやり取りを、医療と介護の関係者間で効率的かつ円滑にすることを目的に、藤岡多野医師会・群馬県介護支援専門員協会多野藤岡支部が共同で作成しました。

「指定居宅介護支援事業所等向け 診療情報提供書（藤岡多野サービス照会票 書式3）」は、「居宅管理指導料」及び「診療情報提供料（I）」の請求のための資料として使用できます。

### <藤岡多野サービス照会票の使用マニュアル>

